

「北朝鮮の『たばこ統制法』と『禁煙法』の考察」

宮塚寿美子(國學院大學栃木短期大學)

昨年 2020 年から 2021 年の現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的に大流行している。朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)はどこも早く中国との国境を封鎖し、感染者はゼロと主張している。このような中で、北朝鮮国内の衛生・保健状況はどうなっているのだろうか。

本報告では、2020 年 11 月 4 日に北朝鮮が『禁煙法』を採択したことに注目し、この前の 2019 年 6 月に改正されたとされる「北朝鮮たばこ法」について主に概要を検証する。また、北朝鮮離脱住民(以下、脱北者)からのヒアリングも貴重な参考資料になる。これらから導き出される結果を基に金正恩政権における北朝鮮の社会を考察する。北朝鮮研究は、その独特な政治体制により公開資料が乏しく、一次資料の確保が難しい。今回の研究テーマである「北朝鮮のたばこ法」について扱っている学術的専攻研究は国内外でもほとんど見当たらない。それでも今回は、一次資料として 2016 年に発行された「조선민주주의인민공화국 담배통제법(朝鮮民主主義人民共和国たばこ統制法)」を入手し引用する。また、北朝鮮は人道支援を受ける目的の為なのか、WHO(世界保健機構)の視察を受け入れている。2019 年 6 月 WHO は、“たばこによる世界的大流行に関する WHO 報告書 2019 年度版”において北朝鮮も対象に報告している。この報告も本研究において貴重な公開資料として有効的である。

北朝鮮の報道によると、今回採択された『禁煙法』は、たばこの生産や販売、喫煙に対する規制を強化することであり、劇場や映画館など公共の場、保育機関、教育機関、医療機関などに喫煙禁止場所を指定するよう定め、処罰規定も盛り込まれた。

『たばこ統制法』によると第 27 条(喫煙場所)、第 28 条(喫煙禁止場所)、第 29 条(禁煙マークの設置)、第 30 条(喫煙禁止対象)、第 31 条(たばこの解毒性宣伝)、第 32 条(保健医学的な禁煙ほう助)と規定している。この両法を検証すると、北朝鮮社会にとって“たばこ”とは単なる嗜好品ではないことが分かる。